

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO. 6 2021年2月1日発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

申第9号「新型コロナウイルス第3波に対する感染防止対策について」幹事間で議論

1月27日、申第9号「新型コロナウイルス第3波に対する感染防止対策」で、地本は会社と幹事間で議論を行いました。

以下回答と主な議論です。

1. 業務委員会、ワンステップ、RVSなどの社員研修会、研修センターの集合研修、表彰式は中止し、リモートとすること。

回答：これまでどおり、状況を踏まえて適切に対応していく。

2. 健康診断は年1回とし、期間を延長して実施すること。

回答：定期健康診断は、1年毎の実施である。深夜業に従事する社員については6ヶ月毎の実施であるが、これは法律に基づくものであるため1年毎にすることはできない。期間については、今後も対象社員数や健診会場の状況も踏まえ日程や会場を適切に設定していく。

3. 通勤時の感染のリスクを減らすため在宅勤務を実施すること。

回答：当社は指定交通公共機関としての社会的使命を果たし続けるため、鉄道運行を確保しつつ感染拡大防止を図る必要がある。そのための措置として、現業機関においては在宅勤務の指定をしており、また1月25日からは一時的な業務量の減少に伴う休業の指定をしている。これらは会社が状況に応じて適切に行っていく。

4. 健康診断およびインフルエンザの予防接種は、移動時の感染防止の観点から自宅と直近の会場でも可能とすること。

回答：健康診断については、対象箇所ごとの社員数をもとに健診体制を整えており、今後も指定された会場及び日程で受検してもらう方針を変える考えはない。インフルエンザの予防接種についても、あらかじめ希望者分のワクチン数を確保する必要があるため医療機関と調整のうえ対応可能な医療機関を指定している。尚、健康診断については、感染防止に十分配慮したうえで実施している。インフルエンザの予防接種を実施する医療機関においても、同様の認識である。

5. 4. について、沼津地区では三島研修センターでの実施となり、沼津運輸区社員は4日間しかなく強制的に指定された。従来通りの実施方とすること。

回答：沼津運輸区を含む地区の予防接種については、令和2年度より、従来の聖隷沼津健康診断センターでの接種から、会場へのアクセス等を勘案して総合研修センターに変更したものである。総合研修センターでの接種にあたっては会場等の関係で接種希望者が集中せぬよう指定された期間に箇所を割り振りを行う方式を採っており、この方式を改める考えはない。

6. 現金、ICカード等を手に取り扱う駅業務の係員に、感染防止のゴム手袋を使用させること。

回答：国や関係省庁からの情報や業種別ガイドラインをもとに、手洗いや手指消毒の対策を実施している。ゴム手袋については、サービスの観点から接客時に着用を認める考えはないが、お客様の前で行わない券売機や精算機の締め切り作業時においては着用を認めている。

7. 全社員に定期的に抗体検査およびPCR検査を実施すること。費用は会社が負担すること。

回答：PCR検査又は抗体検査については、手洗いなどによる感染予防や、検温等の健康管理を徹底しており現時点で実施する予定はない。

《幹事間における主な議論》

組合：手袋をしない場合は手を顔に近づけて感染することが考えられる。しかし、手袋をすれば顔を触るようなことはしないから、リスクが軽減する。

会社：手袋をしていても手袋にウィルスが付けば同じことなので、手洗いというがいをしてもらえばよい。

組合：社員の感染防止のために再検討すること。

以上